

仙台白百合女子大学
内部質保証推進規程

(目的)

第 1 条 学則第 1 条に定める目的及び教育理念を達成するために、仙台白百合女子大学（以下「本学」という。）における教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究の質を継続的に向上させる仕組み（以下「内部質保証」という。）を構築し、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において「部署」とは、学科、図書館、情報システム管理室、大学広報室、カトリック研究所、人間発達研究センター、国際交流センター、学修支援センター、地域貢献研究センター、教職課程研究センター、各種委員会及び事務局等をいう。

(内部質保証推進に責任等を負う組織)

第 3 条 第 1 条に規定する目的を達成するため、本学の協議会を内部質保証推進の責任を負う組織とする。
2 協議会の下に内部質保証会議を置き、内部質保証推進のために企画及び指示等を担う組織とする。

(内部質保証の方針)

第 4 条 内部質保証の方針は、協議会において策定する。
2 内部質保証の方針については、別に定める。

(内部質保証推進の体制)

第 5 条 内部質保証推進のプロセスは、大学全体（マクロレベル）、部署（ミドルレベル）、教員・事務職員（マイクロレベル）の 3 層が連動する体制とする。

(内部質保証会議の構成)

第 6 条 内部質保証会議の構成は、運営組織規程第 8 条第 5 項によるものとする。

(内部質保証会議における審議事項)

第 7 条 内部質保証会議は、次に掲げる事項を審議する。
(1) 全学的な年次目標の設定及び指示に関する事項

- (2) 年次目標の進捗状況の確認と修正及び各部署へのフィードバックに関する事項
- (3) その他学長が必要と認めた事項

(自己点検・評価の実施)

第 8 条 自己点検・評価の実施は、自己点検・評価委員会が担う。自己点検・評価の実施については、本学の自己点検・評価委員会規程の定めるところによる。

(改善指示)

第 9 条 内部質保証会議は、自己点検・評価委員会の報告を受け、改善が必要であると判断した場合は、期限を定めて、改善の指示を各部署に対して行うものとする。

(改善活動及びその報告)

第 10 条 各部署は、改善の指示を受けたときは、当該事項について改善を行い、その結果を内部質保証会議に報告しなければならない。

- 2 内部質保証会議は、各部署から改善に関する報告を受けたときは、改善結果とともに、内部質保証会議の指示に基づいた改善結果が行われたかについて検証し、当該年度の自己点検・評価及び改善結果について協議会に報告を行うものとする。
- 3 各部署は、自己点検・評価の結果に基づき、改善する事項について計画的かつ継続的に取り組み、教育研究の質の向上に努めなければならない。

(情報の公表)

第 11 条 学長は、内部質保証に係る情報を積極的に学外に公表し、教育研究活動等及びその改善・改革状況の透明性を担保するものとする。

(外部評価)

第 12 条 自己点検・評価の信頼性と妥当性を高めるために、学外者による評価（以下「外部評価」という。）を受けるものとする。

- 2 内部質保証会議は、外部評価の結果を尊重し、内部質保証の推進に努めるものとする。
- 3 外部評価に係る詳細については、別に定める。

(事務)

第 13 条 内部質保証に関する事務は、庶務課において処理する。

(改 廃)

第 14 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則

- 1 この規程は、2021年6月23日から施行する。